

実在の弁護士名をかたる「なりすまし詐欺」にご注意ください

昨年、実在の弁護士名をかたる何者かが、過去の大規模詐欺事件の被害者の方たちに電話を架け、被害金の取戻しが可能であるという架空の手続を持ち掛けていることが、電話を受けた方からの多数の問合せにより発覚しました。

電話の主は、「東山倶楽部詐欺事件」「ワールドオーシャンファーム詐欺事件」といった過去の大規模詐欺事件の被害に遭った方たちに対し、被害救済にあたっている弁護士であると偽り、被害金を取り戻すなどと架空の手続を案内し、手続費用名目で金銭を詐取しようとしています。

また、別の電話の主は、投資詐欺の救済にあたっている「NPO法人朝日コスモス」、「返還請求組合朝日コスモス」または「NPO法人アトレ」の代理人弁護士であると偽り、未公開株詐欺の被害に遭った方たちへ、有価証券を取り戻すと称して「確約書」などと題する複数の書面を送付して架空の手続を案内し、弁護士費用名目で金銭を詐取しようとしています。

これらの電話の主は、本物の弁護士であると信じさせる手段として、殊更に実際の弁護士の登録番号を告げ、実在の弁護士であることを弁護士会に確認してみるよう促すという非常に巧みな手口を用いています。そのため、電話を受けた被害者の中には、いったんは電話の主の詐言に翻弄され、着手金等と称する金銭を支払いそうになったケースも多数報告されています。また、本年に入り、実際に弁護士費用と誤信して金銭を

振り込んでしまった実害事例が発生したことも報告されています。従って、今後、実在する弁護士名を不正に利用した振り込み詐欺事件が多発するのではないかと大いに懸念されるところです。

これらは弁護士名を詐称した悪質な詐欺行為に他なりません。

このような実在の弁護士名をかたる詐欺の横行は、弁護士業務に対する信頼を揺るがしかねず、東京弁護士会としても、見過ごすことのできない事態であると考えます。そこで、当会としては、被害の拡大を防ぐべく、このような詐欺行為を把握した場合には、警視庁に情報提供し、その解決に協力しております。

仮に弁護士名及び弁護士の登録番号が弁護士会における登録と合致していたとしても、電話の主が実在する弁護士本人であるとは限りません。

このような類の連絡を受けた方は、必ず、弁護士会に登録されている当該弁護士の電話番号に電話をして真偽を確かめてください。法律事務所の電話番号は、日本弁護士連合会ウェブサイトの弁護士検索により、ご確認いただくことができます(http://www.nichibenren.or.jp/bar_search/)。

くれぐれもご注意ください。よう、お願い申し上げます。

2013年4月15日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

死刑執行に関する会長声明

本年4月26日東京拘置所において2名の死刑囚の死刑がそれぞれ執行された。谷垣禎一法務大臣は、昨年12月に就任後4ヶ月で5人の死刑執行を命じたことになる。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

日本弁護士連合会は、本年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止すると共に死刑冤罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要望書」を提出し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開するよう求めるとともに、死刑制度に関する世界の情勢について調査のうえ死刑制度の在り方について結論を出すこと、その議論が尽くされるまでの間、死刑の執行を停止すべきこと等を求めている。

その要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行は、到底容認できない。

国際的に見ると、2010年の国連総会において、死刑執行の一時停止を加盟国に求める3度目の決議が109カ国の賛成多数で採択されており、反対票を投じた国は日本を含め41カ国にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員会や国連人権理事会、国連規約人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに、2012年5月現在の死刑廃止国は141カ国（10年以上死刑を執行してい

ない事実上の廃止国を含む）、死刑存置国は57カ国であって、世界の3分の2を超える国が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、近時足利事件、布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し、東電社員殺人事件の再審において無罪が確定している。さらに、死刑が執行されてしまった飯塚事件についても、精度の低いDNA鑑定が決め手となったことに疑問が生じており、近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しがなされる可能性が高くなっている。

このことは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示している。

こうした状況において、死刑を執行する必要性があったのか、更には死刑執行について熟慮を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2013年4月26日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

当会会員の逮捕についての会長談話

本日、当会松原厚会員が業務上横領の容疑で東京地方検察庁により逮捕されました。

かかる不祥事は、弁護士に対する社会の信頼を著しく損なうものであり、重大な事態であると厳粛に受け止めております。

同会員については、現在当会の懲戒手続きにおいても厳正な審査を行っております。

当会では、現在、業務上の預り金の取扱いを厳格化する会

規の改正はもとより、不祥事根絶のための対策を一層強化し、今後とも、弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組み所存です。

2013年5月1日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の可決に反対する会長声明

1 本年3月1日、政府は、昨年11月の衆議院解散により廃案となった「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」案（通称「共通番号法」案。いわゆる「マイナンバー法」案。以下「旧法案」という）を、一部修正した新法案を国会に再提出し、今国会での成立を目指している。

2 当会は、旧法案の成立に強く反対してきた。

それは、旧法案が創設を目指している共通番号制度が、プライバシーを著しく侵害する危険が高いからである。

すなわち、共通番号制度は、生涯不変の一つの番号（共通番号）を、本人を特定する背番号（納税者番号、社会保障番号）として、行政と民間の分野において広く利用する制度であるため、事実上、だれもが他者の共通番号を知ることができる。共通番号をマスターキーにして様々なところにある個人データを検索すれば、正確に名寄せ・データマッチング（統合）でき、本人の意思とは関係なく自由に利用できてしまい、深刻なプライバシー侵害が起こりやすくなる。あるいは共通番号は「なりすまし」の手段として利用され、取り返しのつかない甚大な財産的損害を被ることになりかねない。

3 今回提出された新法案は、旧法案以上に明確に、民間分野における共通番号の利用・活用の拡大を目指しており、また、共通番号が記載された個人番号カードを身分証明書として積極的に利用・活用する方向性を打ち出している。ここには、利用範囲を広げることで国民に利便性の実感を持ってもらうという発想が根底にある。しかし、これは旧法案以上にプライバシー侵害の危険が高まることに繋がる。

たとえば、1936年に米国で始まった社会保障番号（SSN）は、事実上、あらゆる分野で本人確認の手段として利用され共通番号化してしまったため、他人が個人データを勝手に名寄せに利用したり、社会保障番号を「なりすまし」の手段に利用して本人に深刻な財産的被害を生じさせたりするなどの社会問題が多発するようになってしまい、現在では莫大な費用と労力をかけて分野別番号化を進めようとしている。オーストリアでは、2001年の住民登録法の改正により、2,300余りの自治体で管理していた住民登録データを

内務省で一元管理するようになり、国民には生涯不変の番号がふられるが、利用範囲は限定されており、各行政機関では暗号処理をした分野別番号制（セクトラル方式）を採用することで、上記のような問題の発生を防止している。

このような時期に、生涯不変の番号を全国民に強制する共通番号制度の創設は、世界の趨勢に逆行するものである。

4 共通番号制度には国家の安全保障の上でも重大な問題がある。

すなわち、共通番号は全ての国民に割り当てられるから、国家組織の中枢にいる政府要人や国会議員、官僚、自衛隊の幹部、防衛産業の関係者などやその家族も例外ではない。これらの人たちの生涯不変の背番号付きの個人データも、他の国民同様、共通番号制度によって行政・民間両分野において大量に蓄積されることになり、わが国に敵対的な国家や集団などがこれらのデータを盗んで人的な弱点を見つけ出し、これを利用してその政治活動等を妨害しあるいは誘導するという事態も起こりやすくなる。

米国国防総省が2011年4月から独自の番号制を採用しているのは、かかる事態に対処するためである。

5 そもそも、共通番号制度を創設する具体的目的がきわめて曖昧である。

旧法案の共通番号制度創設の一応の具体的目的とされていた「給付付き税額控除」や「歳入庁」構想などの施策は事実上先送りされた。新法案では「より公平な社会保障制度や税制の基盤」、「情報化社会のインフラ」などという抽象的で曖昧な目的が掲げられているだけである。共通番号制度を創設した場合の費用対効果に関する政府による具体的な説明は一切なく、費用対効果は未だに不明である。

これでは共通番号制度の創設は、IT関連企業に莫大な国家予算を注ぎ込むだけの電子的ハコモノ事業になりかねない。

6 よって、当会は、新法案である共通番号法の制定に強く反対する。

2013年5月9日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎